第1 今、なぜ国民投票法案か

1 今国会に提出が予定される国民投票法案

2000年1月に衆参両議院に憲法調査会が設置され、改憲の動きが本格化する中で、憲法調査推進議員連盟(以下「議連」という)は、同年11月16日、憲法96条の憲法改正条項につき、国会の発議を定める「国会法改正案」、国民投票の手続きを定める「日本国憲法改正国民投票法案」(以下「国民投票法案」という)をとりまとめた。

2004年12月3日、自民党と公明党は、この議連の国民投票法案を一部修正する形で、「日本国憲法改正国民投票法案骨子(案)」(以下「骨子案」という)をとりまとめた。

これに引き続き、民主党も、2005年4月25日に、憲法調査会役員会案の形で「憲法改正国民投票法制に係る論点とりまとめ案」を公表した。

2005年の特別国会では、衆議院において、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行なう特別委員会として「日本国憲法に関する調査特別委員会」が設置された。同年11月から12月にかけては、参院憲法調査会、衆院憲法調査特別委員会があいついでヨーロッパ各国を訪問し、国民投票の実情についての調査を行った。

そして、同年12月20日、自民党の中山太郎衆院憲法調査特別委員長を中心に、自民党、公明党、民主党の3党の理事が会談し、通常国会への法案の共同提出に合意したと伝えられている。

自民党、公明党、民主党によって、通常国会への国民投票法案の提出・制定の動きが急激に押し進められている。

国民投票法を制定するねらいは、あくまでも憲法「改正」にある。 自民党・民主党・公明党は、競うように憲法の「改正」、とりわけ9 条改憲の動きを強めている。財界もまたしかりである。

国民投票法を成立させようとする動きは、改憲案のすりあわせと一体のものとなって進行しているのであって、国民投票法の制定は憲法

「改正」・9条改憲の条件整備にほかならない。

2 急速化する「改憲」の動き

自民党は、2005年11月22日、「新憲法草案」を提起することを党大会で決定した。その内容は、現憲法が掲げる非軍事・平和主義、基本的人権の尊重、国民主権の原理を根底から覆すものであって、憲法の改悪にほかならない。

「草案」は、前文を全面的に書き換え、侵略戦争の反省のうえに明記されている不戦の決意も、平和的生存権の保障をも削除した。そのうえで、「草案」は、第2章の表題を「戦争の放棄」から「安全保障」に変え、海外での武力行使に対する「歯止め」となっている戦力不保持を規定した9条2項を削除し、9条の2を創設して「自衛軍を保持すること」を明記した。

これは、自衛隊の現状を追認するにとどまらず、日本が正規の軍隊を持つことを認め、集団的自衛権の行使に道を開くとともに、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」を自衛軍の活動に組み入れ、日本をアメリカが行う海外での先制攻撃に積極的に加担させようとするものである。

加えて、「草案」は軍事裁判所の規定をも盛り込んだ。これにより 自衛軍は正真正銘の軍隊として活動することが可能になる。

自民党が目指す改憲は、現行憲法が掲げる非軍事、平和主義を真っ 向から否定するものであって、日本を「海外で戦争をする国」とする ものにほかならない。

「草案」の危険な内容は、それだけにとどまらない。「海外で戦争をする国」は平和だけでなく、自由と人権、民主主義をも犠牲にする。「草案」は、個人よりも国益や国家の秩序を優先し、基本的人権を「公益及び公の秩序」によって大幅に制限する(「公益及び公の秩序」の問題については自由法曹団 2 0 0 5 年 1 2 月意見書「戦争国家への道」 1 5 ~ 1 9 ページを参照されたい)。こうした立場にたつ「草案」は、前文で、国民に対し、「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概

をもって自ら支え守る責務」を課している。さらに、「草案」は、効率的かつ国家主義的な支配体制を確立するため、国会の軽視、内閣総理大臣の権限強化、地方自治の後退などさまざまな仕組みを盛り込んでいる。

憲法の基本原理を根底から破壊し、日本を戦争する国、弱肉強食の競争国家につくりかえようとするものにほかならない。

このような憲法の改悪を目標に、具体的な改正手続を整備しようと 提案されているのが国民投票法案なのである。

3 アメリカの世界戦略と「改憲」の動き

国民投票法案の提出・制定をはじめとする憲法改悪の動きは、日米同盟の強化の動きと一体のものとして進行している。自民党が「草案」を発表した2005年10月28日の翌29日、日米安全保障協議委員会(「2+2」)の合意文書である「日米同盟:未来のための変革と再編」(中間報告)が発表された。中間報告は、「日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保持環境の変化に日米同盟を適応させるため、精力的に協議した」として、世界的規模での日米同盟の強化を約束した。

アメリカは、日米協議の中で在日米軍再編、基地の強化・永久化を打ち出し、米軍と自衛隊を一体化し、日本をアメリカの暴力的世界戦略の前線基地とすることを求めており、アメリカの要求にはとどまるところがない。

日本がアメリカと一体となって海外で戦争をする国づくりを進める中で、憲法9条との矛盾がますます明らかとなってきている。「憲法9条は日米同盟関係の妨げのひとつになっているという認識はある」などのアーミテージ前米国務副長官の発言からも明らかなように、アメリカは、憲法9条が日米軍事同盟の障害になっているとして9条を投げ捨てることを求めている。

アメリカの世界支配のために、日本にイラク戦争でのイギリス軍と 同じような役割を担わせようというのである。 9 条を棄てさせる「新 憲法草案」は、アメリカの要求を鵜呑みにし、日本をイラク戦争のような不正かつ残虐な戦争へ突入させることにつながるものにほかならない。

しかし、単独行動主義と先制攻撃論にたつアメリカはいま世界の中 で孤立を深めている。

日本が憲法 9 条を投げ捨て、アメリカとの軍事同盟をいっそう強化するとすれば、そのことがアジア諸国の軍備拡張を加速させ、アジアが紛争の弾薬庫と化すおそれもある。日本自らも、アジアの中で孤立化する道をたどることとなるのである。

しかしながら、日本が海外で戦争をする国となることには、日本国 民の大多数が反対している。国民投票で過半数を獲得して9条を変え ようとすれば、国民の意思を歪めて国民投票を行わざるを得ないの である。

日本をアメリカとともに戦争をする国にするため、国民の目と耳を ふさぎ、口を封じ、「改憲」を実現することが、今準備されている国 民投票法案の真のねらいであるといわざるを得ない。

4 憲法を支持する国民の声

議連は提案理由のなかで「憲法が改正手続きを定め、必要に応じて 憲法改正が行われ、迅速に時代の変化に対応しうることを期待してい るにもかかわらず、その改正を実行するために立法措置を国会が取ら ないのは、憲法改正手続きを定めた憲法 9 6 条の趣旨から導かれる国 会の立法義務に違反する『不作為』とでも言うべき状態にある」と 述べている。

しかし、これを立法の不作為というのはまったく見当違いである。 立法不作為が実際に問題となるのは、例えば、ハンセン病患者の隔離 政策の放置など、国会がその法律をつくらないことで国民が何らかの 具体的な被害を受け、国家に対して損害賠償請求ができる状態をもた らした場合である。国民投票法等の問題にはまったくあてはまらな い。国民は国民投票法がないことによって何ら具体的な被害を受けて いない。この国民投票法案の「立法」が実現しないことが、国民が求 める改憲の障害となってきたのであればともかく、実際はその逆で ある。国民は一貫して、日本国憲法を支持してきたのであって、改 憲 の 現 実 的 な 可 能 性 も 必 要 性 も 存 在 し な か っ た の で あ る 。現 に 、1 953年には、当時の自治庁が国民投票法案をまとめ国会に提出し ようとしたにもかかわらず、憲法改悪に向けた準備であるとの国民 の強い批判があって、結局、国会に提出ができなかったのである。 このような国民の声は、現在でも基本的に変わらない。憲法調査会 の地方公聴会では、多数の公述人が現憲法の持つ価値を強調し、とり わけ9条を支持する意見を表明している。マスコミの世論調査でも 「戦後の日本の平和維持や国民生活の向上に、今の憲法が果たした 役割」について80%の国民が役に立ったとしている(2006年 3月5日毎日新聞調べ)。また、平和主義を掲げ、戦争の放棄を定め る 憲 法 の 理 念 を 支 持 す る 声は国民の中で依 然 と し て 多 数 を 占 め て い る 。 こ の よ う に 国 民 の 願 い は 憲 法 9 条 を 維 持 し 、憲 法 の 平 和 理 念 を 実 現 することであって、憲法の「改正」では決してないのである。したが って、国民の求めていない改憲のための手続法案である国民投票法案 を、あえて今先行して策定しようとするのは、改憲の動きを促進さ せようとする意図を露骨に示すものといわざるを得ない。

第2 国民投票法案自体の問題点

1 国民投票を行う前提条件

国民投票とは、国民一人一人が賛成反対の判断をして、憲法改正案についての 承諾をするかしないかを決める手続きである。そのためには、できるだけ多くの 人が、改正案について活発に議論し、一人一人が自分の態度を決めていくことが できる状況が生み出されなければならない。自由な情報を得て、自由に議論がで きなければ、その真意に基づいた判断などできようはずもないのである。 しかし、以下に述べるように、「国民投票法案」は、国民の活発な議論を封じ、 国民の真意に基づいた国民投票の実現に逆行すると考えざるを得ないものであ り、同法案そのものにも極めて重大な問題がある。

2 「国民投票法案」の問題性

(1) 一括投票制では国民の意思は反映されない

上述のように、国民投票が十全に行われるためには、国民の意思が十分に反映されなければならない。自民党「新憲法草案」のように改正点が複数にわたった場合、国民の中には、特定の条項については改正賛成であるが、他の条項についての改正には反対であるという意思を持つ者がいることが容易に予測される(例えば、仮に「新しい人権」であるプライバシー権保護を定める条項の新設が提案された場合に、これについては賛成であるが、憲法9条2項の削除・改正には反対であるという場合がこれにあたる)。

したがって、投票を行う国民の意思を忠実に反映させるためには、改正案の各条項についての個別の是非を問うことができる投票制度であることが必要であり、改正案全体を不可分一体のものとして是非を問う一括投票制度は、国民の意思を正しく反映させるものとは到底言えない。

この点について、「国民投票法案」は、「投票人は、投票所において、憲法改正に対し賛成するときは投票用紙の記載欄に〇の記号を、憲法改正に対し反対するときは投票用紙の記号欄に×の記号を、自ら記載して、これを投票箱に入れなければならないものとすること。」としている。そして、同条項の解説では、「※憲法改正の内容が複数の事項にわたる場合、一部に賛成で、一部に反対という意思表示の方法を認める必要があるのではないかが問題になる。しかし、そのような場合は、国会が改正案を発議する際に、改正の対象となる各々の事項ごとに発議を行えば、各事項に係る発議に対応して投票を行うことになるので、一部賛成、一部反対の票を投じることと同じ結果が得られるのではないか。すなわち、この問題は、国会の発議の方法を工夫することによって解決できると思われる(国会法の一部を改正する法律案要綱参照)」と説明をしていた。

また、「国民投票法案」をもとに修正を施した「骨子案」では、これを「投

票用紙の様式、投票の方式、投票の効力その他国民投票の投票に関し必要な事項は、憲法改正の発議の際に別に定める法律の規定によるものとすること。」としている。その解説では、「※投票用紙の様式、投票用紙に憲法改正案を掲載するか等については、憲法改正の発議の都度、改めて別に法律(例えば「平成〇年日本国憲法改正国民投票実施法」)で定めることとしている。例えば、複数項目に係る憲法改正案の場合に、全体を一括で国民投票に付すか、項目別に国民投票に付すかに応じて、投票用紙の様式等が定められたり、また、憲法改正案の内容(分量)に応じて、投票用紙への改正案の記載の有無が定められたりすることになる。」と説明をしている。

このように「国民投票法案」については、一括投票制度を採用することを念頭においた議論がされているのである。また、骨子案においては、投票方式等について、発議の際に別に定める法律に委ねるとしている。「複数項目に係る憲法改正案の場合に、全体を一括で国民投票に付すか、項目別に国民投票に付すかに応じて」としており、一括投票とするか否かを国会の裁量的判断に完全に委ねるものとなっている。

このような制度のもとでは、一括投票制度を採用して、恣意的な運用が行われる危険性が高いといわざるを得ない。例えば、自民党の「新憲法草案」を国会が発議するような場合であっても一括投票制を採用する危険性が極めて高いのである*1。これでは国民の真意に基づく選択は実現できない。

そもそも、国民の真意を問いたいと願うのであれば、できうる限り国民の意思を反映できる制度を目指すべきである。それにもかかわらず、これに反する一括投票制度の余地を残すことにこだわる「国民投票法案」は、国民の真意を問うことを目的とするものとは言い得ない。

(2) 国民の考慮期間があまりにも短期間に限られている。

「骨子案」では、「国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して30日以後90日以内において内閣が定める日」としている。即ち、最短で、発議からわずか1か月で投票権者は改憲案に賛成か反対かの判断を迫られることになるのである。この発議から投票までの期間の短さは異常というほかはない。また、発議権者でもない内閣が投票日を決めるという点も極めて問題である。

この点、「国民投票法案」ですら、「60日以後90日以内」となっていた

にもかかわらず、骨子案は、あえてさらに国民が活発な議論、意見交換をし、 自らの主権者としての意思を形成する期限を短縮しているのである。

また投票期日の周知方法が、一般市民がほとんど購読する可能性のない官報に限定されている点も、国民一人一人の意思を問う制度としては不十分である。「国民投票法案」・「骨子案」は、この点からも、なるべく国民に、考える時間を与えないようにし、その真意に基づいた判断を行わせない意図をもっていると考えざるを得ない。

(3) 国民投票運動の広範な禁止

国民投票にあたり、最も重要なことは、国民が可能な限り自由な情報を得ることができ、これを元に自由かつ活発に議論を深め合うことである。そのためには、当該改憲案の内容、その趣旨・目的・理由など国民投票にかかる情報の送り手と受け手の自由(表現の自由)が最大限に保障されなければならず、国民投票に関する運動については自由であることが原則でなければならない。

ところが、「国民投票法案」においては、国民投票運動を逆に原則禁止とするかのごとき規定となっており極めて問題である。

具体的には、第1に、特定の候補者を選出する国政選挙に関する規定である公職選挙法における運動規制を短絡的に国民投票について当てはめている点である。特定公務員の運動全面禁止(公選法136条)、公務員、教育者の「地位利用による」運動禁止(同136条の2、同137条)、国民投票に関する罪を犯した者等の全面運動禁止(同137条の3)、予想投票の公表禁止(人気投票の公表禁止 同138条の3)、新聞紙又は雑誌の虚偽報道の禁止(同148条)、新聞紙又は雑誌の不法利用の禁止(同148条の2)、放送事業者の虚偽報道等の禁止(同151条の3)などがこれにあたる。

公職選法の規定自体の問題をおくとしても、特定の候補者を選出する国政選挙に関する規定である公職選挙法をそのまま短絡的に国民投票法に反映することは余りにも不合理である。

また、憲法遵守を宣誓している公務員に対する運動の制限は、公務員が自ら 遵守すべき憲法の選択の道すら不当に奪うものにほかならない。教員について も、広く学校教育法に規定する教育者が運動禁止の対象となっており、学校で 教師や生徒が憲法について話し合うことさえ憚られるようになる。憲法を研究 し論ずる立場にある者ですら口を封じられることになるのであって、到底容認 しがたい。

第2に、「国民投票法案」は、公職選挙法においてすら規定されていない運動規制をさらに加えていることである。これには、外国人の運動規制、「経営上の特殊の地位」を利用した新聞紙・雑誌の利用がある。ただでさえ、日本の公職選挙法による規制は、世界に類を見ないとまで言われ、「べからず選挙」と批判されている。ところが、国民投票法案は、この公職選挙法にすら規定されていない運動制限規定を、特定候補者を選出するものではなく、広く国民的議論を深めることが絶対条件となる憲法改正国民投票において規定するものであり、あまりに不合理である。

また、これらの規定はその規制の根拠が全く不明である。

外国人が投票権者でないからと言って、運動禁止についてまで、投票権者の 範囲と適合させる合理性はない(現に投票権者でない未成年者の運動禁止は 「国民投票法案」においても存在しない)。

また、「経営上の特殊の地位」を利用した新聞紙・雑誌の利用を禁ずることは、仮に、新聞・雑誌の編集者や論説委員などが改憲案の危険性等を感じ、社説、論説などによってその危険性を国民へ情報提供しようと考えても、これを行うことを不可能とするものであり、国民の自由な情報享受を阻害するものとなる。これでは、国民投票を行い、国民の真意を問うという大前提が確保されないことは明白である。

第3に、規定の文言が不明確であり、弾圧の温床となることである。

これまで指摘した不合理な運動の制限については、刑罰によって強制することが予定されている。しかも、「国民投票運動」そのものの概念に始まり、「地位を利用」するなど個別の禁止条項についてまで、その禁止行為を定める規定の仕方が不明確であり、罪刑法定主義の観点から大いに問題がある。それ故に例えば反対派にのみ不利にこれらの運動禁止規定を用いてこれらの者を弾圧する危険性も十分ありうる。刑罰によって国民の耳、口が封じられるおそれを指摘せざるを得ないのである。

とりわけ、近時、自衛隊のイラク派兵に反対するビラを配布する行為を住居 侵入罪等によって逮捕するなどといった弾圧事件が続発している。憲法の平和 主義の立場から反戦平和を求める活動に対しては、現行法の下でも、これを弾 圧する動きが強められているのである。国民投票法案の不明確な制限規定が、 さらに弾圧の根拠とされる危険性がある。 「国民投票法案」は、新聞・雑誌や放送等が、「虚偽」記載や「事実をゆがめる」などして「表現の自由を濫用」することを刑罰をもって禁止するとしている。しかしながら、憲法改正や国民投票に関する報道・評論の内容が、「虚偽」にあたるかどうかは、公職選挙における候補者の経歴に関する「虚偽」などとは違って、極めて不明確である。「虚偽」かどうか、「表現の自由の濫用」にあたるかどうかの認定判断は、国家権力、すなわち国民の投票運動や言論表現活動を規制する側が行うのであって、彼らにとって都合の悪い報道・評論等を「虚偽」ないし「事実をゆがめた」と決めつけて、刑罰をもって弾圧することさえ可能となる。

少なくともこのような不明確な規定によって刑罰を伴う運動規制を行うことは、憲法改正に関する国民の運動に著しい萎縮効果を与えることとなる。

なお、比較法的観点からすれば、わが国の運動規制はまさに異常である。

例えば、欧州では、「国民投票法案」のような広範な規制は全く存在しない。 欧州では、基本法に対するものだけでなく、法律案に対する任意的国民投票な どもある国が多く、我が国と直接対比できるものではないが、こと投票運動に 限っては法律案に対するものでも基本法に対するものでも規制はほとんどな いといってよい。*2

むしろ、改正賛成派と反対派に経済的力の格差が生じないように考慮し、政府の投票運動活動を規制するなど国民の意思をなるべく反映しようとするものが多い。現に、国会の欧州調査に参加した議員の中からも、「私が感じましたのは、どの国におきましても、国民投票を行うにあたりまして投票活動については極めて自由であって、制約、規制は必要最少限度に止まっているということでありました」(民主党枝野幸夫衆議院議員、06年2月23日本国憲法に関する調査特別委員会における欧州調査帰国後の報告)という声が上がっている(なお、『衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会ニュース』2006年2月24日8号(通番100号)にヨーロッパ調査の概要が報告されている)。

それにもかかわらず、我が国の「国民投票法案」は、ただ闇雲に国民自身の 活発な議論を禁止しようとするものであり、世界の常識からかけ離れていると いうほかない。

以上のように、「国民投票法案」は、比較法的に見てもあまりにも国民の表現の自由を制約しすぎる規定となっており、国民的議論を阻害するものであって極めて不合理なものと言わざるを得ない。

(4) 「有効投票」の過半数とし最低投票率の定めを設けていない

憲法上、国民投票は、国民の「過半数の賛成」によって決せられることとなっている(憲法96条)。この「過半数」の意味を「国民投票法案」は、「有効投票の」過半数であるとしている。

国民投票における「過半数」の意味は、①有権者の過半数、②投票総数の過半数、③有効投票の過半数のいずれと解するかで結論が全く変わってくる。

「国民投票法案」のように、③「有効投票の」過半数であるとするならば、例えば、投票率が40%だった場合、無効票が10%だとしたら、わずか有権者の15%強の賛成で改憲案が成立することになってしまう。本来の国民の意思との間に大きな乖離が生じる危険性が高いにもかかわらず、そのような投票結果が国民の意思とされ、憲法が変えられてしまうとすれば、それは硬性憲法を採用した日本国憲法の立場からは到底受け入れがたい。

憲法改正という国家の基本に関わる問題である以上、できうる限り多くの国民の意思が反映されることが望ましいことはいうまでもない。国民の真意から最も乖離する危険のある「有効投票の過半数」と規定する「国民投票法案」はきわめて問題である。

また、諸外国との比較から見ても、多くの国は、投票総数の過半数とするか、 もしくは有効投票の過半数としながらも、最低投票率を定め、一定の投票数が 無い限り国民投票自体が成立しなかったものとしている。※

日本で実際に行われている住民投票においても、住民の意思が反映できる保証が設けられている。つい先日、世間の注目を集めた岩国基地の艦載機移転に関する住民投票においても最低投票率が有権者の50パーセントと定められていた。地方自治体レベルでの住民投票では、最低投票率を定める自治体が多いのである。

このような諸外国や地方自治レベルでの国民投票制度を精緻に調査することもなく、安易に「有効投票」の過半数とし、しかも、最低投票率の定めすら設けないのでは、これまでに指摘した問題点と相まって、国民の真意からの乖離は修復できないほど広がる危険性がある。

※ 参考:諸外国の「過半数」の意義

①有権者とする	②投票総数+最低投票	③投票総数とする	④有効投票+最低	⑤有効投票と
もの	率を定めるもの	もの	投票率を定めるも	するもの
シンガポール(韓国(投票者の過半数	アイルランド(投	モンゴル(ただし、	イタリア(有効
有権者の3分の	。加えて、有権者の過	票総数の過半数)	有権者の過半数の	投票の過半数)
2)	半数の投票)		投票が必要)	
リベリア(有権	デンマーク(投票者の	スウェーデン(投	台湾(ただし、有権	フランス(有効
者の3分の2)	過半数。加えて、有権	票総数の過半数)	者の過半数の投票	投票の過半数)
	者の40%の投票)	(憲法改正の場合	が必要)	
)		
	スイス(投票者の過半	フィリピン(投票		
	数及び州の過半数)(総数の過半数)		
	 憲法改正の場合)			

(5) 国民投票無効訴訟について

「国民投票法案」においては、国民投票の効力に関し異議がある際には、国民投票無効訴訟が提起できることとされているが、出訴期間を国民投票の結果が告示された日から30日以内としている。「早期に訴訟の結果を確定する必要がある」と言えども、最高規範たる憲法の改正手続きに違背があることが争われていることを考えると出訴期間があまりにも短期間にすぎる。

また、第一審裁判所を東京高等裁判所の専属管轄としており、地方に居住する者の裁判を受ける権利を侵害する上、二審制を採用している点においても問題がある。

さらに、訴訟「提起」が投票の効果に与える影響については規定されている ものの、訴訟「結果」が投票の効果にいかなる影響を与えるものか、法文上全 く明らかでない。訴訟結果が投票の効果に影響を与えないものであるとする余 地を残している。このような余地を残す法案自身にも、重大な問題がある。

(6) 未成年者、公民権停止者の投票権について

「国民投票法案」は、軽微な公職選挙法違反による公民権停止者にすら投票権を与えず、18歳以上の未成年者についても投票権を認めない。

しかし、特定の候補者を選定する国政選挙を対象とする公職選挙法に違反し

たことが、国家の基本法である憲法改正に関する投票権を失う結果を生むとい うことは余りにも均衡を失している上、そのようにする合理的理由もない。

公職選挙法の定め自体が、戦時中の治安維持法下の規定を現在に引き継ぐ極めて問題のある法律である上、政府が、同法を選挙弾圧の手法として用いてきたという我が国の現状に鑑みるならば、公選法違反者の投票権を否定することは極めて不合理であり、かつ公選法違反を口実とした選挙弾圧を増加させる一因ともなりかねない。

また、そもそも国民投票は、我が国では憲法改正のためだけに行われるところ、憲法改正という将来にわたる重大問題につき、次世代の担い手である未成年者に投票権が与えられないというのは余りにも不合理である。

- 18歳以上の未成年者であれば、その判断能力等にも問題はなく、それ故に
- 18歳以上の未成年者に国民投票の投票権を認めない国はほとんどない。
 - 18歳以上の未成年者に投票権を認めないことには何ら理由がない。

3 最後に

以上明らかにしたように、憲法改正は国民の意思を最大限に反映させるべきものであるが、現在の「国民投票法案」・「骨子案」は、この要請の真逆に位置するものといわざるを得ないものであって、看過できない重大な問題がある。

日本弁護士連合会も、2005年2月18日付の意見書で、「与党案の法案骨子案では、そのような国民主権の視点が重視されておらず、・・看過しがたい問題点が多々見られる」と批判している。

私たちは法律家としてこのような法案に賛成することは到底できない。

また、現在、第164回国会において法案を上程するべく論点整理を行おうとする動きがあるが、わずか数か月間で憲法改正手続法という極めて重大な法案を検討するというのはあまりにも拙速にすぎるというほかない。

自由法曹団は、このような法案づくりを許さないために全力を挙げるものである。

 $^{*^{-1}}$ この点、改正案中に不可分の条項があり、個別に賛否を問うと、一部について改憲反対とした場合に矛盾が生じることがありうる点が問題であるとする見解(例えば、「新憲法草案」では第21条から通信の秘密

を削除し、新設された第19条の2に移記しているが、第21条の改正について賛成し、第19条の2の改正について反対した場合には通信の秘密が憲法上失われてしまう結果となる)もあるが、これこそまさに、改正案の提案方法に関わる問題であって、改正案を不可分とするような提案方法を行うこと自体が問題なのであり、国民が各改正案ごとに賛否の投票ができる改正案を提示する必要があるだけなのである。なお、米国各州の憲法では、改正案を相互に矛盾するような提案を禁ずる規定が設けられている。ミシシッピー州の憲法が、「同時に一つ以上の改正が提案されるときは、人民が各改正案別々に賛否の投票をすることができるような方法と形式で、提案されなければならない」(第15条273節2項)としているのもこの趣旨である。

*2 例えば、イギリス(2000年法)では、個人、団体、政党いずれについても国民投票運動を規制することなく自由に運動ができることとしている。また逆に賛成派反対派の資金力の差などを考慮して、国民投票運動のためには、賛成派も反対派も10、000ポンド以上の支出を禁じたり、賛成反対の両派の包括団体に放送枠の無償使用、集会会場の無償使用などの公的助成をすることになっている(我が国でも公職選挙法において1回に限り無料で集会場を利用できることとなっているが国民投票法案ではそれすらも認められていない)。

スウェーデンでは、国民投票法自体に運動に関する規制条項は一条もない。その代わりに賛成派反対派それ ぞれに国庫から国民投票キャンペーン活動費が支給される。

比較的規制が強いと言われるスイスでも、個人や団体の投票運動が禁じられることはなくポスターの貼り付け、ビラまきを含めて自由になっている。また政党に対しては、無償で公的メディアのスペースが割り当てられることになっている。テレビについては、スイスでは長い期間テレビが国営放送しかなかったこともあり、投票運動をテレビ CM で行うことは禁止されている。但し、国営放送で週に一回、賛成派反対派それぞれ同数の人に集まってもらいディベート番組を行っているとされる。